

迷惑施設化する国立墓地

韓国・「国家報勲」政策の一側面

田 中 悟*

はじめに

本論文は、現代韓国においてナショナリズムを通じた国民統合を目指す、いわゆる「国家報勲」政策を、その分析の第一の対象とする。すなわち、韓国政府内において「国家報勲」政策を担当する国家報勲処の業務内容を、その刊行資料によって確認し、政策の全体的な概要をまず明らかにする。次いで、本報告が問題として取り上げようとする国立墓地をその中に位置づけ、その成立と展開が現代韓国社会において意味するところを探りたい。そしてより具体的なケースとして、慶尚南道山清郡に建設が予定されている「山清護国院」に注目し、そこから韓国の「国家報勲」政策が現在直面している課題について論じていくこととする。

国家報勲処の報勲政策

まず、国家報勲処が発行している『より大きな大韓民国のための2010年報勲政策』と題した政策パンフレットから、韓国の報勲政策を概観しておきたい。

韓国の報勲政策は現在、三つの柱からなっている。

第一に、「国家有功者の安定した人生保障」である。報勲給与金の引き上げなどによって報勲対象者の生活安定を強化し、安らかな老後生活のための医療・療養・安葬施設を拡充するものとされる。

第二に、「報勲記念事業の効果的推進」である。国民とともに歴史的教訓を噛み締めることができるよう、独立・護国・民主関連の

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教

報勲記念行事を開催し、国家報勲が「より大きな大韓民国」の基礎となるようにするものとされる。

第三に、「除隊軍人の社会復帰支援」である。除隊軍人のための社会復帰事業が、内実を伴いつつ推進されるものとされる。

そして、これらの政策を推進することによって「歴史から未来を求める国」「国家のかけがえのなさを感じる国民」「国家のための犠牲を尊重する社会」を追求し、「より大きな大韓民国」を実現しようとするのである。

1. 具体的政策内容

では、それぞれの政策について、2010年度の内容を具体的に見てみよう。

報勲対象者の「生活安定」を図る施策としてまず挙げられるのが、補償金など各種手当の支給である（表1参照）。

「国家のための犠牲や貢献」に報いるための報勲給与金は、50万名余の対象者に総額で2兆6449億ウォンが支給される。現在、韓国の総人口は約5000万人であるから、その約1%がこの政策の対象となっているという計算になる。

また、無住宅報勲対象者に対しては、彼ら

のための住宅が特別供給され（'09年：682件 / '10年：13750件）、分譲貸付限度額が引き上げられる（'09年：2300万ウォン / '10年：3000万ウォン）とともに、小額の生活緊急生活安定資金も支援される（'09年：13000名380億ウォン / '10年：15000名450億ウォン）。それと同時に、報勲対象者については就職対策講座の受講料が支援対象となっており、その家族の就職口の確保も努力課題とされている（'10年の目標は8000名分）。

次に、「安らかな老後生活の保障」のための施策として、2011年の開院を目標とした国家有功者の専門医療機関としての「報勲中央病院」の建設が進められている。また、ソウル・釜山・光州など各地方都市に展開する報勲病院と連携した療養サービス体系を構築するために、報勲療養院が同じく2011年を目標として地域ごとに新設準備が進められている²。

さらに、そうした国家有功者たちの死後の平安のために、圏域別の国立護国院を造成し、安葬施設の拡充が図られることとされる。護国院は現在、永川（慶尚北道）・任実（全羅北道）・利川（京畿道）の3ヶ所に展開しているが、このうち満場の迫っている利川護国

表1 2010年 補償金および各種手当引き上げ内訳

区分	'09年 金額	'10年 金額
補償金	月 294 ~ 3861千ウォン	月 309 ~ 4054千ウォン
枯葉剤後遺疑症手当	月 306 ~ 630千ウォン	月 321 ~ 662千ウォン
6.25戦没軍警遺子女手当	月 600 ~ 693千ウォン	月 691 ~ 815千ウォン
武功荣誉手当	月 140千ウォン	月 150千ウォン
参戦名誉手当	月 80千ウォン	月 90千ウォン

出典：『より大きな大韓民国のための2010年報勲政策』02頁

院の屋外奉安（納骨）施設を追加造成し、永川護国院に25000基規模の第2奉安堂（屋内納骨施設）を新築するとともに、南部圏の山清護国院の建立を早急に推進するものとしている。この護国院こそ本論の主な検討課題であるが、それについては後に詳しく考察する。

除隊軍人については、その円滑な社会復帰支援が大きな政策課題となっている。彼らに対しては、全国5ヶ所の除隊軍人支援センター³を通じて、就職先や職業情報を提供し、年間3200名に就業・創業の支援を行なうものとされる。さらに、地方の実情に合った求人求職説明会などの行事の活性化・職業教育機会の提供なども謳われており、除隊軍人の事業運営者に対しての貸付支援もその貸付基準を緩和するとされている。

最後に、「報勲記念事業を通じた国格向上」が挙げられる。2010年は、国家報勲関係の周年事業が集中する年である。具体的に並べれば次のとおりになる。

- ・安重根義士殉国100周年（3月26日）
- ・4.19革命50周年
- ・5.18民主化30周年
- ・6.25戦争60年（G20連携）
- ・庚戌国恥⁵100年（8月29日）
- ・光復軍⁶創軍70周年（9月17日）
- ・青山里大捷⁹90周年（10月21日）

それぞれの行事は、「先烈の追慕と独立精神の継承・発展」（安重根義士殉国100周年・青山里大捷90周年）、「骨身にしみる歴史の記憶と国を愛する心の高揚」（庚戌国恥100年）、「国家先進化のための国民和合」（4.19革命50

周年）、「民主・正義・人権尊重の精神継承」（5.18民主化30周年）といったテーマの下に記念行事が展開・推進されるものとされる。さらに、「国家有功者」⁸の神聖なる犠牲を胸深く刻むため、6月を「追慕の期間（6月1日～10日）」「感謝の期間（6月11日～20日）」、「和合と団結の期間（6月21日～30日）」として、それぞれに特化した行事を推進することになる。特に、朝鮮戦争における国連軍参戦国への感謝と参戦有功者の名誉宣揚のためには、次のような内容の「6.25戦争60年」記念行事が展開されるものとされる。

- ・韓国戦争の重要戦闘再演など、参戦勇士の尊い犠牲の意味を戦後世代に伝える行事
- ・国連軍参戦勇士および遺族（2400名）を招待しての戦跡地訪問など、国内外の参戦勇士の勇気と犠牲に感謝する行事
- ・国連軍参戦21ヶ国の政府代表が参席する「ソウル収復」再演行事など、血盟国家の相互理解の構築および平和と和合のための行事

2. 2010年報勲予算

最後に、2010年予算における報勲予算について見ておこう（表2参照）。

2010年の政府予算は、総額292兆8000億ウォンである。そのうち報勲予算は一般会計・特別会計・基金を合わせて4兆753億ウォン（歳出3兆4679億ウォン、基金6074億ウォン）である。これは予算総額の1.39%に相当する。また、前年度の報勲予算は3兆6730億ウォン

表2 報勲予算概況

(単位:億ウォン)

区分	2009年	2010年	増加
総計	36,730	40,753	4,023
一般会計	31,933	34,325	2,392
特別会計	353	354	1
基金	4,444	6,074	1,630

出典:『より大きな大韓民国のための2010年報勲政策』08頁

表3 報勲予算内の事業別増減内訳

(単位:億ウォン)

2009年			2010年		増減率(%)
基金	予算		予算	基金	
	24,973	報勲給与金	26,449		5.9
	4,103	医療支援	4,773		16.3
9	783	教育支援	717	10	8.2
62	546	報勲宣揚	618	60	11.5
165	132	参戦・除隊軍人支援	390	174	89.9
	262	国立墓地	258		1.5
	19	団体支援	186		6.1
381		貸付支援		418	9.7
389		福祉支援		463	19.0
3,211		基金余裕資金運用		4760	48.2
227	1,289	その他	1288	189	2.6

出典:『より大きな大韓民国のための2010年報勲政策』09頁

(歳出3兆2286億ウォン、基金4444億ウォン)であり、前年比で見ると11%(歳出7.4%、基金36.7%)の増加となっている。

次いで、その報勲予算内での事業別増減の内訳についても確認しておきたい(表3参照)。

事業別はその予算額を見ていくと、報勲対象者に対する給付金をはじめとする各種支援が予算の大半を占めていることがわかる。全体の65%を占める報勲給与金を筆頭に、医療支援や教育支援、参戦・除隊軍人支援を合わせれば、ほぼ80%がそうした用途に充てられている。前年度比で増加した分の大半もそちらに回されている。

そのような中で、本論が対象とする国立墓地に関しては258億ウォンと、全体の0.6%を占めるに過ぎない。ただ、先に見たように、この費目は「安らかな老後生活の保障」の一環として、医療支援や参戦・除隊軍人支援の延長線上に位置づけられるとともに、報勲記念事業におけるインフラの整備事業として「報勲宣揚」との関連においても機能していると言える。

韓国の国立墓地概観

「国家報勲」政策の概要について確認したところで、次に韓国の国立墓地について概観しておこう。現在、韓国内各地に展開する国

立墓地は全部で8カ所を数え、名称や対象者の違いによっていくつかのグループに分類できる。

1. 国立墓地への安葬対象者

韓国で各地に設置されている国立墓地は、それぞれについて安葬対象者が定められており、そうした人物が亡くなると、遺族の申請と審査とを経て各墓地に葬られることになる。

国家報勲処の「国立墓地安葬管理システム」サイトによれば、各国立墓地の安葬対象者は次の通りである⁹⁾。

国立大田顕忠院・国立ソウル顕忠院

- (1) 大統領・国会議長・大法院長または憲法裁判所長、国葬または国民葬で葬儀された者
- (2) 殉国先烈・愛国志士
- (3) 現役軍人・召集中の軍人および軍務員として死亡した者
- (4) 武功受勲者
- (5) 長官級将校または20年以上軍に服務した長期服務除隊軍人
- (6) 戦没・殉職郷土予備軍隊員および警察官
- (7) 戦・公傷軍警
- (8) 火災鎮圧・人命救助または救急業務の遂行またはその現場状況を想定した実習訓練中に殉職した消防公務員
- (9) 在日学徒義勇軍人
- (10) 義死傷者

(11) 殉職・公傷公務員

(12) 国家社会貢献者（外国人も安葬対象者に含む）

国立4.19民主墓地・国立3.15民主墓地

- (1) 4.19革命死亡者
- (2) 4.19革命負傷者
- (3) 4.19革命功労者

国立5.18民主墓地

- (1) 5.18民主化運動死亡者
- (2) 5.18民主化運動負傷者
- (3) 5.18民主化運動犠牲者

国立永川・任実・利川護国院

- (1) 戦没・殉職軍警、戦・公傷軍警、武功受勲者
- (2) 参戦有功者
- (3) 軍に10年以上服務した長期服務除隊軍人

以上を簡単にまとめるならば、国軍墓地に由来する顕忠院は、そうした背景を色濃く残しながら、国家元首や要人、警察官など公務員、また大韓民国成立以前に独立運動に身を投じた殉国先烈・愛国志士なども安葬対象者として受け入れている。また護国院は、ソウル・大田の両顕忠院の将来的な満場を見越して、軍警関係者を対象に「顕忠院の地方分院」といった位置づけで開かれたものである。そして民主墓地は、1960年に李承晩大統領を退陣に追い込んだ「4.19革命」（その先駆けと

して馬山で起きた「3.15義拳」をも含む)の関係者と、1980年の全斗煥らいわゆる「新軍部」によるクーデタに抗議した光州市民が激しく弾圧された「5.18民主化運動(光州事件)」の関係者を、それぞれ対象としている。戦時中もしくは民主化運動当時の戦死者・死亡者だけでなく、生還・除隊後に亡くなった者や運動参加者と認定されて後に亡くなった者なども対象であるため、現在でもなお安葬対象者は亡くなり続けており、安葬者の数が日々増え続けている点には、注意を促しておきたい。

2. 国立墓地の地域的配置

次に、上記の安葬対象者が安葬される国立墓地の地域的配置について確認しておこう。

改めて確認しておけば、2010年現在、国立墓地は全国8カ所に展開する。顕忠院が2カ所(ソウル特別市銅雀区・大田広域市儒城区)、護国院が3カ所(慶尚北道永川市・全羅北道任実郡・京畿道利川市)、国立民主墓地が3カ所(ソウル特別市江北区・光州広域市北区・慶尚南道馬山市)である。

この中で最も早くに設置されたのが、1955年に「国軍墓地」として創設されたソウル顕忠院¹⁰であり、安葬対象者の増加に伴って大田顕忠院が1985年に設置された。その後、さらに増加する安葬需要に応えるため、2001年に永川護国院、2002年に任実護国院が相次いで開院し(2006年になってともに国立墓地への昇格を果たした)、2008年には首都圏にも利川護国院が竣工した。

なお、民主墓地についても付言しておくなら、ソウルの4.19墓地は1963年、馬山の3.15義拳関連者の墓地は1968年には既に成立していた。このうち、4.19墓地は金泳三政権下の1995年に国立化され、2006年に「国立4.19民主墓地」と改称された。そして1994年に光州事件の犠牲者が埋葬されていた共同墓地の隣接地で建設が開始された5.18墓地は、1997年に竣工した。馬山と光州の両墓地は2002年とともに国立化し、やはり2006年にそれぞれ「国立3.15民主墓地」「国立5.18民主墓地」と改称された。

以上の基本情報を前提として、改めて国立墓地の地域配置を眺めてみると、印象的なのは地域的バランスへの配慮の跡である。特に慶尚道と全羅道の間では、護国院についても、民主墓地についても、設置および国立墓地昇格については、ほぼ同時に実現している。

3. 国立墓地の問題点 増設への圧力

このように韓国全土に展開する国立墓地であるが、現在大きな課題となっているのが、「安葬者の増加に伴う収容能力の不足」という問題である。

韓国の国立墓地は、埋葬墓にせよ、納骨堂にせよ、安葬は基本的に個人単位(2人用墓域に配偶者とともに安葬される場合もある)で行なわれる。そしてその対象者には、戦時の戦死者だけでなく、参戦して無事帰還した後亡くなった者や服務中に殉職・死亡した者、独立運動家、長期服務除隊軍人なども含まれるため、亡くなって国立墓地に葬られる

者は今なお少なくない。結果として、国立墓地の安葬者は年々増え続け、収容能力の拡大が常に課題となる、という事態が生み出されることになる¹¹。

『国防日報』は、このような状況について2008年の段階で次のように整理している。国立墓地は現状で完成状態ではなく、さらなる増設が急務の課題とされているのである。

現在、わが国には、ソウル・大田に顕忠院、全羅北道任実・慶尚北道永川・京畿道利川に護国院、民主墓地3カ所(4.19、3.15、5.18)の計8カ所の国立墓地がある。

国家有功者等の国立墓地の安葬対象者は50万人で、ほとんど70歳以上である。一方、国立墓地の収容能力は7万2000基に過ぎない。昨年1年間で9229名が安葬されたので、算術的に計算しても7年後には飽和状態である。

これにともなって、国立墓地造成を急いでいる。2011年に南部圏(慶尚南道山清)に完工することを目標として推進し、大田・忠清南道地域についても今年、敷地造成の妥当性調査の予算を反映した。済州圏も検討中である。¹²

ここで、慶尚南道への国立墓地増設が第一の課題に挙げられているのは偶然ではない。慶尚道在住の戦没・殉職軍警や国家有功者を安葬対象とする永川護国院は、2001年開院に

もかかわらず、2008年9月には早くも埋葬墓域が満場(19,864基)を迎えている。現在は2008年に竣工した「忠霊堂」という納骨堂に安葬者を受け入れているが、その収容能力は6000基にとどまり、こちらもまた早期の満場が予想されているのである。また、慶尚南道・全羅南道・済州道といったいわゆる「南部圏」には護国院がなく、(国立民主墓地を除けば)既存の国立墓地からも遠く離れているという現状も、あわせて指摘できよう。

そこで新たに設置が目指されているのが、慶尚南道の「山清護国院」である。ただ、この護国院新設については、当初2005年に着工が予定されていたにもかかわらず、2010年現在、いまだに着工前の段階にとどまっている状態である。

「山清護国院」の建設は、何故にそのように難航しているのか。以下、章を改めて、具体的にその経緯を見ていくことにする。

「山清護国院」をめぐる

「山清護国院」の建設予定地である慶尚南道山清郡(人口約3万5000人)は、道西部の中心都市である晋州市(人口約34万人)の北に接して、晋州を流れる南江(洛東江の支流)の上流にある人工湖・晋陽湖に流れ込む鏡湖江や徳川江沿いに広がり、韓国で最初の国立公園に指定された名勝・智異山の入り口に位置する。この山清郡はここ数年、新たな国立墓地の建設をめぐる賛成派・反対派の葛藤が続いている。以下、現状に至るまでの経緯を概観していくこととする。

1. 2005年：問題の発端

2010年現在、軍警関係者を安葬対象とする国立墓地として、永川・任実・利川に次ぐ新たな護国院として建設が目指されている山清護国院の話題がマスメディアによって報道されたのは、2005年2月以降のことである。

山清郡に隣接する慶尚南道西部の中心都市・晋州を拠点とする地方紙『慶南日報』の2005年2月2日付記事「山清護国公園墓地摩擦予告」が、その最初期の報道になる。

慶南・蔚山在郷軍人会において今年7月初めに着工の計画を控えている山清郡丹城面南沙里一帯の護国勇士公園墓地の設置事業が、住民の反対によって支障が予想されている。

2日の公園墓地設置反対推進委員会（委員長パクウサム）は、今月4日に首相室と道知事・郡守・議長・国家報勲処・ハンナラ党・ウリ党などに住民が署名した嘆願書を送付することとし、〔旧〕正月以降、晋州の環境連合団体と連携して大規模なデモを計画していることを明らかにした。

山清郡丹城面南沙里山49-1一帯の敷地17万坪余に総事業費280億ウォンを投入し、2007年末に竣工予定の南部圏国立護国院は、5万基規模の納骨堂と顕忠館、野外展示場、体育施設などが建てられ、6.25戦争・ベトナム戦争などの戦闘に参加した軍人・警察とその配偶者をはじめ、10年以上の軍服務者などが無料で安

葬されることになる。

一方、在郷軍人会の関係者は「国立顕忠院の場合、安葬の条件が20年以上の軍服務者と武功勲章授与者・愛国志士などに制限されており、これまで多くの長期軍服務者や参戦勇士たちが恩恵を受けられずにいた」とし、「護国院が造成された暁には、このような問題が解決されるだろう」述べた。¹³

馬山に本社を置く『慶南道民日報』もまた、2月4日に「国立護国院納骨施設はだめだ」と題した記事を掲げ、地元住民の護国院建設に反対する理由も含めて、この問題を報道している。

国家報勲処と在郷軍人会が山清郡丹城面南沙里一帯に光州・全南・慶南・釜山・蔚山と済州島地域の参戦軍警とその配偶者らのための南部圏国立護国院納骨施設造成を推進するや、該当地域の住民が強く反発している。

特に、これらの人々は、住民に知らされず秘密裏に事業が推進されてきたとして、今後住民の同意なしに事業の推進を強行すれば、〔2003年、全羅北道扶安郡嵎島で中低レベル放射性廃棄物処理場の建設計画に反対する激しいデモが展開された〕「扶安事態」に劣らない惨事がありうるだろうと警告して注目されている。

（中略）

これに対し、反対の推進委員会と住民たちは、「国立護国院が建てられる地域は、国道20号線・智異山の入り口として重要文化財と観光資源がベルトを成している地域であることはもちろん、西部慶南の乳腺である南江上水源保護区であり、近隣の南沙・吉里・官亭・召南・道坪など5つの村の住民たちがこの場所で〔河川の〕流水を生活用水として使用している」とし、設置反対の意思を明らかにしている。

これらの人々は、「特に南沙の村は、伝統韓屋村としての地域特化事業として伝統テーマ村を造成し、「イエダム村」という名前で全国に知られ、体験探訪客の訪問が続いているのに、大規模な公園墓地を造成するということは不当千万だ」と声を上げている。

したがって、これらの人々は「いくら国策事業であっても、国がすることであればあるだけ、妥当性と合理性に立脚しなければならず、住民たちの同意なく秘密裏に事業を強行しようとするれば、住民たちが決して目をつぶって生存権を放棄することはないだろう」と強調した。¹⁴

『慶南道民日報』はさらに、2月25日に山清農協丹城支所前で300名余が参加して行なわれた、公園墓地反対推進委員会による住民集会を、翌26日に速報で伝えている¹⁵。この記事によって、山清郡丹城面南沙里一帯への護国院建設計画に対する住民の反発に端を發

する具体的抗議行動を、この時点において確認することができる。

2. 2007年：問題の再燃

この山清護国院建設問題はその後もくすぶり続け、2007年に再燃することになる。きっかけは、在郷軍人会によって山清郡に提出された開發行爲の許可申請であった。

山清公園墓地反対闘争委員会（委員長クォンスンジク）は3日午前10時、山清郡庁前で集会を開き、在郷軍人会が丹城面南沙地区で推進している山清公園墓地（山清護国院）建設に反対を訴えた。

集会に参加した韓農連〔韓国農業経営人連合会〕など14団体、約500人の会員は、「山清水辺区域と晋陽湖上水源のすぐ上2 km地点に17万坪5万基以上の公園墓地ができたとすれば、水質汚染は火を見るより明らかだ」とし、「水辺区域と韓米FTAとで生存権を脅かされている今、清浄山清の農産物を守るため、最後まで戦う」と主張した。

在郷軍人会は、先月2日、山清の智異山の玄関口である丹城面南沙地区17万坪の山清公園墓地（山清護国院）の建設を骨子とする開發行爲の申請を山清郡に提出した。

これにより、山清郡議会・丹城里長団など27人は先月29日、慶尚北道永川市にある護国公園墓地を訪問し、既存施設の実態を調査した。

調査団は、「昨年1月30日に改装された11万500坪に5万2000基という膨大な〔収容規模を擁する〕永川護国墓地は、わずか1年で65%以上埋め尽くされたことを確認した」とし、「周辺河川がゴミ捨て場になっており、護国院排水口からは腐敗した水が流出するなど、村の住民が苦しんでいるのを目撃したからには、郡内の施設建設を座視することはできない」と明らかにした。

山清公園墓地反対闘争委は、「山清は清浄イメージを通じて高品質な農産物を開発してきたが、これに反する施設の造成は、郡民の生存に直結する」と述べ、反対の立場を明らかにした。¹⁶

山清護国院を推進する在郷軍人会は、2004年から用地買収を開始しており、この時点で既に大部分の買収を完了していた。そして上の記事に見える開発申請を受けた山清郡庁は5月11日、護国院建設の許可手続きである山清郡管理計画の変更の供覧公告を行なった。

これに強く反発した地域住民は15日、山清郡庁前に再び集結し、下記の記事に見えるような「激的な反対集会」を開いた。

国家報勲処と在郷軍人会が山清郡丹城面南沙里一帯に推進している「国立山清護国院」を山清郡が承認すると見込まれている中、山清公園墓地反対闘争委員会（委員長パクウサム）が15日午前10時から山清郡庁前のハンマウム（一心）公園

で、700人余りの住民が出席した中、国立山清護国院造成に反対する集会を開いた。

この日の集会で、これらの人々は「水辺区域および晋陽湖上水源のすぐ上2km地点である山清郡丹城面南沙里山49-1番地一帯の17万坪の中に5万基以上の公園墓地が造成されれば、水質汚染の問題が発生する恐れがある」とし、「水辺区域へ制約を受け、農家の生活の危機に瀕しているのに、山清郡が護国院を許可する手続きである山清郡管理計画（道路・納骨施設）の決定（変更）立案に伴う供覧公告をしており、これに住民が憤激してこの場に集まったのだ」と強調した。

彼らはまた、「在郷軍人会は、約17万坪の土地を購入しておきながら、納骨施設造成事業の環境影響評価を避けるために、21万1225㎡（約6万6930坪）のみを郡に納骨施設として許可申請した」とし、「国家的に推進されている大事業のこのような非良心的な方法で行なっているのに対し、住民たちは憤慨している」と主張した。

（中略）

イジェグン郡守は回答において「山清を発展させること以外は頭の中には何も無い」とし、「住民の代表者を選んで郡守との対話をしよう」として席を立った。

これに激怒した住民がイガンドウ国会議員とパクセジク在郷軍人会長、そして

丹城面で生産されている環境農産物を燃やす火刑式の後、イジェグン郡守の確実な答弁を要求して郡庁に入り、これを阻止する警察ともみ合いを繰り返した。

続いて闘争委は代表者を構成して郡守室を抗議訪問することとし、郡守の意を明らかにするように要求した。

この席でイ郡守は、「土地を購入したのは就任前のことなので、今から解決策を見つけなければならない」と述べ、「今すぐに郡守は動くことができず、回答しようとして答えが出てくるわけではないので、今日はこの辺で〔協議の〕余地を残して帰るのなら、よくよく考えてみるつもりだ」と語った。

続いて住民たちが「供覧公告を撤回することがあるのか」という質問に、イ郡守は「供覧公告には大きな意味はなく、丹城面住民の意思に従うつもりだ」と締めくくった。

これを受けて住民たちは、昼食を食べた後、再び郡庁に押しかけ、郡守は住民の意思に従えと通告した後、自主解散した。¹⁷

かくして、最初の報道から2年が過ぎた2007年になって、ようやく着工にこぎつけるかと思われた山清護国院の造成計画は、地元住民の激しい反対と、それに押された山清郡当局の態度の曖昧化によって、なお混迷を深めていくことになる。

さて、護国院建設促進の旗を振る在郷軍人

会は、こうした住民の反対に直面してどのように反論していたのだろうか。この「山清護国院問題」について、『慶南日報』は2007年8月6日・7日・9日の3回にわたって「葛藤の溝深まる『山清護国院』」と題した特集記事を掲載し、その解決策を模索しようとした。その中で8月9日付の記事が、彼ら在郷軍人会の立場を伝えている。長い引用が続くことになるが、当事者の立場と主張とを伝える資料として敢えて引用する。

山清公園墓地（山清護国院）の建設に地域住民の反発が続いている中、事業の主催側である在郷軍人会が立場表明に乗り出した。在郷軍人会のバクガプチャン顕忠事業団副団長は、本紙との電話で「汚廃水による環境の汚名は、反対の住民たちによって誇張された側面があり、交通問題の解決は、山清郡と代替道路の建設を推進中であって、近いうちに結ばれるはずだ」と明らかにして、護国院造成を既定事実化した。

バク副団長は特に、既存の建設敷地を既存の70万㎡から22万㎡に縮小しながらも、土地利用計画図・施設配置図のような既存の文書はそのまま使用したのは、環境影響評価などを受けないための便法だという疑惑について、「当初、山清護国院建立に必要な面積の傾斜度や緑地、遊休地などを考慮して40%程度の未開発空間を設けただけだ」と釈明した。

これに、山清郡の関係者も「護国院設

立は協議中であって、道路・環境・イメージ毀損の問題などさまざまな角度から補完点を模索している」と明かし、「来年1月1日、〔当時、造成工事がすでに進行中であった〕京畿道利川護国院のように、1年間の補完期間が過ぎれば、予定通りに推進される見込みだ」と述べた。

墓地ではなく納骨堂、環境汚染はない=在郷軍人会側は、独自の汚廃水処理施設を作り、0.5ppm水準（1級水）の水質を維持するようにする法規定を必ず守って「親環境的護国院」を作ることを断言している。

特に、パクテス山清護国院事業団長は、「去る2001年に開設された慶北・永川護国院とは異なり、遺骨を埋葬するのではなく、納骨塔に遺骨を保管する「地上塔安置型」であるため、農薬散布による環境汚染はないと見なければならぬだろう」と説明した。

パク団長はまた、「納骨堂の安置に際しては、窒素充填式の最新の工法で設計し、60%以上が自然の状態で残る敷地は「護国の場」「テーマ公園」として活用し、自然と調和した一般公園のような護国院を作るつもりだ」と付け加えた。

交通難解消の代替道路建設=在郷軍人会側はすでに、既存の2車線〔道路〕による混雑を勘案し、南沙里から鏡湖江側の道坪里までの道路を通すことで山清郡と協議し、山清郡側は建設交通部に関連資料を提出した状態だと伝えた。

これとともに、一部の2車線路で起こるボトルネック現象を最小限に抑えるため、他の道を通す計画を釜山国土管理庁とも論議中だと発表した。山清郡の関係者も「可能性のある交通機関の問題を多角的に調査しており、効率的な道路工事を計画中である」と述べた。

しかし丹城面地域住民は、今でも行楽シーズンともなれば智異山を訪れる車が一度に集中し〔ており〕、頻繁に起きる交通事故はもちろん、耕運機などの農業機械の運行を考慮に入れない場合には、護国院が入ってくればこの一帯は完全に交通地獄になるだろうと反発している。

清浄地域イメージの毀損は理屈に合わない=在郷軍人会側は、山清のイメージ毀損の問題に対する見方も変えてもらえるだろうと訴えた。在郷軍人会の関係者は「山清郡の愛国精神と気性は、山清郡のあちこちに残っている抗日遺跡・記念塔などの顕忠施設物で容易に訪ねることができ、国立山清護国院はこのような山清を護国の聖地にしてくれる存在として、住民たちには理解してほしい」と述べた。

山清郡のある関係者も「国のために命を捧げた護国英霊を「鬼神」としてだけ見るのは誤りだ」と指摘し、愛国的な決断をもって山清郡の名所にしていくことができるよう、知恵を絞ってほしい」と語った。

一方で山清郡は、護国院誘致について、

毎年、慶南釜山地域に居住している国家有功者と家族21万人が訪問することになり、地域農特産物の販売はもちろん、智異山などを訪れる観光客誘致の効果など地域経済の活性化に大きな助けになるものと期待している。¹⁸

もっとも、こうした推進側の論理が地元の反対住民を説得することはなく、この特集記事の後に続く報道でも、建設に対する賛成・反対の議論は完全に平行線をたどることになる¹⁹。

そのような状態の中、2008年4月には、永川・任実に続く3番目の護国院として京畿道利川市に利川護国院が開院した。それを受けて、当初は2007年竣工と予定されていたが、遅々として建設計画が進まない山清護国院が、国家報勲処の報勲政策の上でも懸案として浮上してくる。

3. 2009年：山清郡での決定案否決、慶尚南道での否決取消

けれどもその後も、山清護国院建設に向けた歩みはいつこにはかどらない。2009年4月には山清郡議会が、護国院造成に関する行政手続として提出された管理計画決定案の意見聴取の件について、留保とすることを決めた。その際、「審査の結果、在郷軍人会が丹城面南沙里一円に推進する国立山清護国院（道路・納骨施設）敷地の周辺住民の生活の不便と予想されるいくつかの問題点を考慮し、交通・環境保全計画、住民支援などにつ

いての賛否の世論を再度収斂することが望ましい」という多数意見が議会では出されている²⁰。そしてこの留保決定を受けて開催されることになった住民懇談会は、建設推進側・反対側が相互に同席を拒否して別個に開催された²¹。「世論の収斂」への展望は開ける気配すらいつこに見えず、かえって双方の立場の人々による山清郡庁前集会在それぞれに相次いで開催される²²などして、混迷の度はさらに深まっていくことになる。

このように騒然とした状況の中、郡の計画委員会は7月30日、山清護国院建立に関連する決定案を委員の反対多数によって否決した。4年を費やしてきた山清護国院の建設は、この段階で山清郡において明確にストップがかけられたのである。

国立山清護国院の建立と関連して、納骨施設決定のための山清郡計画委員会の審議で〔決定案が〕否決された。

山清郡は30日午前、郡庁小会議室で郡計画委員23名中18名が出席した中、国立山清護国院の建立と関連して、納骨施設決定のための山清郡計画委員会の審議をした。この日、審議に参加した計画委員が無記名で投票した結果、反対16票、賛成論2票で否決され、4年余の間引き延ばされてきた国立山清護国院の建設が、結局は行政審判へと行くことになった。

計画委員は否決条件で、住民の反対意見収斂不足 敷地購入時に住民との協議がされていない 護国院造成後、交

通の不便と清浄イメージの毀損で農産物の販売不振が予想される 反対住民の権利侵害、などを提示した。

これに対し、在郷軍人会の関係者は「4年余の間準備してきたが、郡の計画委員会の審議で否決されて残念であり、否決過程に疑いを抱かせる」とし、「すぐに行政審判を申請する計画だ」と明らかにした。

国立山清護国院建立反対闘争委員会は、「結果を謙虚に受けとめる。このような決定は反闘委の勝利ではなく、山清郡民全体の勝利だ」とし、「今後、住民たちが生業を放棄してまで反対闘争をすることがないように、郡から〔事態の收拾に〕乗り出してほしい」と述べた。

これに対し、山清郡の関係者は「郡の計画委員会の決定で、この件は終わりにしたい」とし、「退役軍人会と報勲処で、行政審判などの行政行為を行なうのであれば、それに応じて対応する」と明らかにした。²³

上記の記事にあるとおり、山清護国院の建設推進の動きはここで挫折してしまったわけではない。在郷軍人会は山清郡の決定を慶尚南道の行政審判へ付し、計画委員会の審議否決取消を請求した。これを受けた慶尚南道行政審判委員会は9月23日、山清郡による否決処分の取消を決定したのである。

在郷軍人会が、住民の反対で霧散の危

機に瀕していた山清郡の納骨施設等公園墓地造成事業を再開できることになった。

しかし、反対住民は、慶尚南道の行政審判への不満を表示し、決死闘争意思を明らかにしており、論難は継続されるものと見られる。

慶尚南道行政審判委員会は23日午後、在郷軍人会が山清郡守を相手に出した護国院建立〔に関する〕山清郡計画委員会の審議否決取り消し請求について、「否決処分取り消し決定」を下した。

道法務担当官室の関係者は、今回の決定について「国策事業であり、在郷軍人会が4、5年の間、手続きを進めているのと同時に、感情的な問題以外には、水質や環境問題で事業を差し戻すだけの重大な事情はなかった」とし、「今後、実施計画承認手続きの過程において問題を補完することができると委員会が判断した」と説明した。

（中略）

山清護国院反対闘争委員会の関係者は「在郷軍人会が事業を撤回し、別の場所を物色することが正道であるが、数限りない不合理を抱えるこの場所で無理に事を進めようとする行政審判を要請して、道政発展に混乱を来した」とし、「郡計画委員会否決処分取り消しの決定が出て心配ではあるが、より決死の決意で戦っていく」と述べた。²⁴

慶尚南道行政審判委員会のこの決定を受けて、パクセファン在郷軍人会会長は同月28日、『国防日報』紙上のインタビューにおいて、山清護国院の認可を早急に受け、忠清圏に続き、済州道・全羅南道・江原道にも護国院建設を推進していきたいという意向を示した²⁵。そして国家報勲処もまた、2010年度の業務報告において、山清護国院の早期建設推進の方針を示したのである²⁶。

4．2010年：山清護国院造成は本格化するのか

かくして、2005年に問題化して以来、慶尚南道山清郡において長らく懸案であり続けてきた「山清護国院」問題は、2009年になって行政手続的には造成推進の方針ということでいちおうの結論が出た。

とは言え、過去数年にわたって対立してきた人々が妥結点を見出したわけではないし、建設を推進する在郷軍人会や国家報勲処が地元住民の説得に成功したわけでもない。早期着工を強行すれば、地元住民による実力阻止もなお予想されるため、在郷軍人会の側も簡単には事業を推進できない状況に追い込まれていると言える。

筆者が2010年3月に現地（山清郡丹城面南沙里）を訪れた際にも、護国院の造成工事が進んでいることをうかがわせるものは何もなく、在郷軍人会や国家報勲処の意向とは裏腹に、事業が順調にはかどっているわけでは決していない。

こうした状況に関するメディア報道につい

て付言しておく、2010年に入って山清護国院関連の報道記事は明らかに減っており、『慶南日報』『慶南道民日報』にもなかなか記事は見られない。

そこでここでは、数少ない例の一つとして、2010年1月16日付で『聯合ニュース』が配信した記事を引用しておく。

〔在郷軍人会〕南部圏事業団は、現在の建築許可・森林毀損許可・農地転用許可・災害の影響評価・環境省の検討などを受けるといった手続きを経た後、早ければ来月末に実施計画の許可書を提出する計画だ。

工事期間は少なくとも30ヶ月程度かかるものと予想され、2012年の末に完成するとみている。

しかし、住民の反対は変わっておらず、着工は順調ではないものと予想される。

反対闘争委パクウウォン事務局長は、「在郷軍人会などから住民たちと1回の協議〔の提案〕さえもなく、一方的に推進されてきたし、住民被害が予想される山清護国院建立事業を許可することはできない相談」とし、「物理的な方法を動員して、最後まで反対闘争を繰り広げる」と話した。

一方、国家報勲処は昨年、今年の業務報告で、「安葬の需要と近接性を考慮して、圏域別の国立護国院の造成を推進しており、南部圏の山清護国院を早期に建立する」とし、実際に事業を奨励するこ

とが明らかにされており、両サイドの摩擦さえ懸念される。

行政審判で敗訴し、法的に〔護国院建設を〕食い止めることはできないが、住民が引き続き反対すれば、許認可の検討時にブレーキをかけるだろうという山清郡も、着工を困難にする変数だ。

山清郡の関係者は「住民の反対が継続され、災害の影響評価や環境省の検討などで不適合判定などの結論が出れば、事業計画申請書を差し戻す方針」と明らかにした。

南部圏事業団は、環境汚染防止施設などを十分に備えるなど、住民に被害がないようにし、十分な説得作業を経て、事業を推進するという立場だ。

パクテス事業団長は、「該当地域の村全体に15億ウォン以上の住民支援金を支援する計画であり、住民を最大限に説得し、摩擦がなくなれば工事を推進するつもりだ」と述べた。

しかし、何よりも、地域住民と国のために献身した国家有功者を社会が尊重して扱っているというコンセンサスを形成してこそ、4年間漂流してきた山清護国院をきちんと建てることのできる、というのが周囲の人たちの指摘だ。²⁷

このように、護国院建設の方針は変わらないながらも、その推進に当たっては極めて慎重にならざるを得ないというのが、山清護国院を取り巻く現状である。今後、この事業が

どのように進展するかについては予断を許さないが、いずれにせよなお紆余曲折があるものと予想される。

山清護国院を通して見る韓国・「国家報勲」政策の現状

ここまで、韓国の国家報勲処において進められている報勲政策と、その管轄事業の一つとしての国立墓地について概観し、その上で新規造成が目指されながら長年にわたって着工が延び延びになっている「山清護国院」をめぐる経緯をやや詳しく見てきた。ここから我々は、どのような含意を引き出すことができるだろうか。

そもそも、何故に「山清護国院」は、ここまでの困難に直面することになったのであるのか。

既存の施設に山清護国院を含めた9カ所の国立墓地のうち、地元住民の反対運動が明らかに認められるところとして山清護国院の他に指摘できるのは、慶尚北道永川市の永川護国院のみである。山清の住民も視察に訪れた永川護国院は、埋葬墓域が満場となり、屋内型納骨堂もそう遠くない将来の満場が予想されている中で、納骨施設の増設が検討されており、この工事に対して地元住民が反対の意思を表明している。

永川護国院と山清護国院予定地に共通する点としては、地元住民の居住生活圏に隣接しているという立地面が、差し当たりは挙げられる。設置年の古い顕忠院や設立の経緯が違う国立民主墓地を除いて護国院の中で比較す

れば、任実郡や利川市の中でも隣接して暮らす人々が非常に少ない土地に立地している任実護国院や利川護国院との違いは、いちおうは指摘可能な事実である。住民の生活圏との隣接度が高ければ高いほど、様々な問題が惹起される可能性は増すわけである。

ただし、そのこと自体が必ずしも建設の困難に直結するわけではない。ソウルの住宅地に隣接する国立4.19民主墓地や、馬山市内から見通せる高台に位置する国立3.15民主墓地にはそのような反対運動は見られない。また、周辺住民の生活圏との位置関係では山清とよく似ている慶尚北道居昌郡神院面の「居昌事件」²⁸追慕公園」にも、設立の経緯からは当然のことながら、その種の反対運動は見られない。

では、「山清護国院」によく似た反対運動が展開される事例として、何が挙げられるだろうか。

それは例えば、2010年2月25日付の下記の記事に見られる、次のようなケースである。

ソウル瑞草区院趾洞に建てられる火葬施設であるソウル追慕公園が、最初の鍬入れを行なった。

ソウル市は25日、院趾洞68番地一帯の17万1335㎡に、ソウル追慕公園や国立総合医療施設を建設する起工式を行なった。ソウル追慕公園は、嫌悪施設であるという理由で住民の反対に直面し、敷地選定後約9年の間、着工を持ち越してきた。

追慕公園が建つ敷地は、京釜高速道路・京畿道城南市寿井区と隣接している牛眠山の奥深くに位置して、一般人の目に触れないところだ。市はここに、2012年4月までに火葬炉11基を備えた火葬場（3万6453㎡）と家族公園（5万8336㎡）を建てることを目指しているが、期間を最大限に早めることにした。敷地の入り口には、総合医療施設を2014年末までに完成させ、地域住民の〔反対〕感情を最小限に抑えることにした。火葬場の敷地は、上空から見下ろしたときに一輪の花を形象化し、追慕の道に一輪の花を差し上げるという意味を込めた。

火葬場には、火葬での焼却により発生する騒音や煤煙、粉塵やダイオキシンなどの有害物質を除去し、無煙・無臭・無害となるような施工を行なう計画だと市は強調した。特に火葬炉は地下化し、太陽発電システム・地熱システムなどの再生エネルギーを装備して、炭素ゼロ化を実現することになる。

市は1998年、第2火葬場の建設計画を発表し、2001年院趾洞の敷地を選定して事業を推進したが、地域住民の反対と法的紛争によって〔事業は〕漂流した。しかし2007年、大法院で追慕施設の建設を許容する内容の確定判決が出され、翌年、国土海洋部との間で総合医療施設の立地の議論がまとまって、この日の着工に至った。

オセフン（呉世勲）市長は「ソウル市

の最大の宿願事業の一つである追慕公園の建立事業がようやく結実を見ることになった」とし、「ソウル市民が、遠くに行かずに、ソウルで快適で敬虔な雰囲気の中で葬礼を受けることができるよう、工事に全力を傾けるつもりだ」と語った。²⁹

山清護国院とソウル追慕公園。その事業内容や推進主体は異なれど、地元住民の反対による困難に直面して建設が思うに任せない点について、両者はたいへんよく似た経緯をたどっている。火葬場のような施設がいわゆる「迷惑施設」として建設予定地の住民の反対に遭うという図式は、韓国に限らずしばしば見られる光景である。そのような住民感情は、「NIMBY (Not In My Back Yard)」などと表現されることもある。

しかし、国家報勲処による報勲事業の一環としての護国院建設が（火葬場やゴミ焼却場・畜産施設などと同様の）「迷惑施設」として人々に受け止められているという事態は、ナショナリズムの宣揚を目的とする報勲事業にとって、深刻なものであると言わざるを得ない。今後も護国院の建設を通じて、国民に向けた「報勲宣揚」を進めようとするのであれば、この事態の意味するところの理解は、避けられない問題となってくる。

一般的に言って「NIMBY」現象は、「どこかに必要ではあるが、そこにあることの必然性は乏しい」施設に対して、「そこにあることの不利益」を看取することによって生ま

れる。それを山清護国院の事例に当てはめれば、「護国院のない地域（また既存の護国院が満場になった地域）に護国院は必要ではあるが、それが山清にあることの必然性には乏しい。にもかかわらず、環境問題や交通問題・地域イメージの悪化といった不利益は懸念される」といったところであろう。仮に、環境問題や交通問題が技術的・経済的に解決されたとしても、地域イメージのような主観的問題を同様にして解決することは難しい。

報勲政策を推進する側にとって何よりも問題なのが、護国院の存在が地域イメージの悪化につながるという主張、そしてそれが社会的に一定の説得力と影響力を持っているという事実である。在郷軍人会は、「護国の聖地」という最大限の表現を使って、山清郡丹城面の住民に護国院への理解を求めていた。だが、それが住民への説得にはまったくつながらなかったという事実は、すでに見たとおりである。事業推進側には、それ以上にどのような説得の言葉が残っているだろうか。

問題の核心はおそらく、そこに眠る（ことになる）死者たちが、護国院の地元住民にとって「我々の死者」ではもはやなくなっている点にある。ベネディクト＝アンダーソンを引くまでもなく、ナショナリズムとは、一度も会ったこともない人々の間に「我々＝国民」という単位で集団的アイデンティティを形成しようとする運動のことである。護国院に眠る死者、具体的には戦没・殉職軍警や参戦有功者などは、ナショナリズムの本来の文脈において、国民＝国家のために生命を投げ出し

たという意味で、「我々＝国民の死者」として（自らを含む）一人称複数で構成される共同体の範囲内に括りこまれるべき存在である。

したがって、「護国院の迷惑施設化」とは、そうしたナショナリズムの前提自身が問い直しを迫られるという事態に他ならない。そこにネイション自体の弱体化を見るかどうかはともかく、確かなことは、「彼ら」は「我々」から疎外され、もはやそこには含まれていないという、ナショナリズムにとっては「危機的」とも言える事実である³⁰。

もちろん、「この事態を規範的・倫理的に批判し、国民教化を通じてネイションとしての一体感の回復を目指す」という方向での問題解決は想定可能である。報勲政策の意義はそこにこそある、とも言えよう。だが、時間の経過によって生者と死者との代替わりが進むにつれて、護国院など国立墓地に眠る「国民＝国家の死者」と「生者＝国民」との距離感は、そのままであれば開く一方であることもまた事実である。こうした距離感に基づく「国立墓地の死者の疎外」の進行を食い止める術はあるのだろうか。

そこで、いささか異なる文脈から、川村邦光の靖国神社に関する指摘を参照してみたい。

明治末期、日露戦争の戦死者・戦病死者の合祀によって8万8000柱を越える祭神を祀り、「国家的・国民的神社となり、隆盛を極めた」とされる靖国神社であるが、大正期に入って、「少なからず危機的な状況が訪れ、

たというのである〔川村2003：130〕

その背景にあったと指摘されるのは、第一次世界大戦やシベリア出兵によって戦死者は出たものの、日露戦争に比べればその数は圧倒的に少なく、合祀祭が低調であったという事実である。国民国家の戦死者を祀る靖国神社は、「戦争だけが頼り」であり、だからこそ昭和に入り、日中間の全面戦争が始まると、状況はまたもや転換するのである。

日露戦争後、一九三八年の秋の臨時大祭から日中戦争（「支那事变」）での戦死者の合祀数は、ほぼ三十年ぶりに一万台を突破し、三九年春の臨時大祭では一万二百七十九柱であった。四四年春の臨時大祭には日中戦争と太平洋戦争（「大東亜戦争」）の合祀数が二万台を超え、四五年春の臨時大祭には一挙に四万台を超えるにいたっている。三八年の秋口から靖国神社境内ばかりでなく、全国津々浦々、異様な熱気に包まれていったようだ。靖国神社はおびただしい戦死者が出現することによって、息を吹き返したのである。〔川村2003：135〕

この川村の指摘する事実から示唆を得れば、「護国院の迷惑施設化」を食い止める可能性として一つ考えられるのは、新たな国民戦争の惹起である。国民国家を単位として戦われるその戦争において、国民＝国家のために生命を投げ出した戦死者は、新たに文字通り「我々の死者」として括りこまれ、護国院

をはじめとする国立墓地は、「息を吹き返す」ことになるだろう³¹。

言うまでもなく、そうした可能性を望ましいものと筆者が考えているわけではない。だが、積極的にそのような選択肢を選ぶことを差し当たり考慮の外に置きつつ、その上でなお護国院設置を報勲宣揚事業の一環として位置づけて推進し、「より大きな大韓民国」を目指そうとするとき、そこにはどのような選択肢が想定しうるのであろうか。それこそが、福利厚生面も含めて展開される現代韓国の報勲政策が直面する課題の、少なくとも一つであると言えるだろう。

注

- 1 韓国語の「安葬(안장)」は、文字通り「安らかに葬ること」という意味であり、埋葬・納骨堂への納骨・散骨葬など様式を問わずに使われる。適当な翻訳語が思い当たらないため、本論ではそのまま「安葬」と記述する。
- 2 これまでに、水原・光州(2008年7月)および金海(2009年8月)の各都市で、療養院が開院している。
- 3 国家報勲処サイト(<http://www.mpva.go.kr/main.asp>, 2010.10.30)によれば、ここで言及されている除隊軍人支援センターの所在地は、ソウル・釜山・大邱・光州・大田の5ヶ所である。
- 4 いわゆる「朝鮮戦争」を指す。韓国では「韓国戦争」と呼ばれることもある。
- 5 1910年のいわゆる「韓国併合」を指す。
- 6 1919年に上海で設立された大韓民国臨時政府が1940年に重慶で結成した軍隊組織のことを指す。
- 7 1919年の三・一運動以降、満州東部の間島地域で活動した「独立軍」が、1920年に日本軍との戦闘で大きな勝利を収めたとされる事件を指す。
- 8 ここで言う「国家有功者」は、具体的には「殉国先烈」および「護国英霊」のことであるとされている。一般に、前者は大韓民国建国以前の独立運動や抗日運動で命を落とした人々、後者は大韓民国建国以降の戦死者などの人々を指す。
- 9 国家報勲処国立墓地安葬管理システム「墓地別申請資格」(<http://www.ncms.go.kr/>

requirement.jsp, 2010.10.30) 参照。

なお、そこには、「国立墓地安葬対象から除外される者」として、以下の5項目が挙げられている。

- (1) 大韓民国国籍喪失者(殉国先烈・愛国志士と在日学徒義勇軍人を除く)
 - (2) 服務中に自殺・逃亡・脱営中の死亡者、変死者、受刑中の死亡者、死刑を執行された者
 - (3) 国家有功者の法適用除外対象者(受刑の事実自体が国家有功者としての功績とされる場合を除く)
 - (4) 弾劾もしくは懲戒処分によって罷免または解任された者
 - (5) 安葬対象審議委員会から国立墓地の榮譽性を損なうと認定された者
- 10 1965年に「国立墓地」へと昇格し、1996年に「国立顕忠院」、2006年に「国立ソウル顕忠院」と改称された。
 - 11 また、国立墓地の安葬対象者でありながら、他の墓地に埋葬されていた者が、後に国立墓地へ「移葬(改葬)」されるケースもある。
 - 12 「『殉国先烈・護国英霊の血と汗を忘れてはならない』 護国報勲の月インタビュー：金揚国家報勲処長」(『国防日報』オンライン版2008年6月3日付記事)
 - 13 「山清護国公園墓地摩擦予告」(『慶南日報』オンライン版2005年2月2日付記事) なお、()内は引用者による補足。以下同じ。
 - 14 「『国立護国院納骨施設はだめだ』 山清丹城一帯参戦軍警のための施設推進」(『慶南道民日報』オンライン版2005年2月4日付記事)
 - 15 「山清郡丹城面住民、納骨施設反対集会 『安保団体の設置歓迎、とんでもない』」(『慶南道民日報』オンライン版2005年2月26日付記事)
 - 16 「『清浄山清』の脅威 公園墓地建立反対闘争委「汚染、火を見るより明らか」郡庁前集会」(『慶南日報』オンライン版2007年4月4日付記事)
 - 17 「国立山清護国院造成『大騒ぎ』 農民「水質が汚染されれば生存の脅威だ」激烈な反対集会」(『慶南道民日報』オンライン版2007年5月16日付記事)
 - 18 「葛藤の溝深まる『山清護国院』 下 在郷軍人会・山清郡の立場」(『慶南日報』オンライン版2007年8月9日付記事)
 - 19 例えば、「山清護国院造成、賛成・反対の論難」(『慶南日報』オンライン版2007年8月20日付記事)や、「山清護国院をめぐる賛成・反対の葛藤」(KONAS net 2007年8月20日付記事)など参照。
 - 20 「山清護国院造成、遅延不可避 郡議会、意見聴取の件『世論再収斂が望ましい』留保」(『慶南道民日報』オンライン版2009年4月2日

付記事)

- 21 「山清護国院造成、葛藤深化 『半分の懇談会』に闘争委の反発激しく、賛成側『もう延ばせない、行政は積極的に進めよ』」(『慶南道民日報』オンライン版2009年5月19日付記事)、「山清護国院、地域発展に百害無益」 反対闘争委、住民懇談会で『清浄親環境イメージを傷つける』(『慶南道民日報』オンライン版2009年5月20日付記事)、「山清護国院住民懇談会、また『半分』の危機 山清郡、賛否双方の意見収斂のために12日再推進、賛成側『前回の懇談会で意思は伝えた』不参加を通告」(『慶南道民日報』オンライン版2009年6月10日付記事)、「山清護国院意見収斂、二度目の討論会も『半分』 反対側住民のみ参席...『環境汚染・交通大乱』反対」(『慶南道民日報』オンライン版2009年6月10日付記事)など参照。
- 22 「山清農民団体、護国公園墓地反対集会」(『慶南日報』オンライン版2009年6月30日付記事)、「国立山清護国院建立を督促 6.25参戦有功者会など報勲団体、集会を開催」(『慶南日報』オンライン版2009年7月13日付記事)など参照。
- 23 「国立山清護国院建立、否決 審議委『住民反対・清浄イメージ毀損』...在郷軍人会『行政審判申請』」(『慶南道民日報』オンライン版2009年7月31日付記事)
- 24 「山清護国院建立再開 慶尚南道行政審判委、郡の審議否決『取り消し』決定...反対委、決死闘争方針」(『慶南道民日報』オンライン版2009年9月24日付記事)
- 25 「若く力強い未来志向的な先進郷軍建設」(『国防日報』オンライン版2009年9月28日付記事)
- 26 本論文 章参照。
- 27 「4年間難航の山清護国院建立...今年着工されるか」(『聯合ニュース』オンライン版2010年1月16日付記事)
- 28 朝鮮戦争下の1951年2月、共産ゲリラ討伐の名目で韓国軍が居昌郡神院里の住民を無差別虐殺した事件。1996年にこの事件に関する特別法が制定され、「良民虐殺事件」としての追慕事業が開始された。
- 29 「ソウル院趾洞火葬場、9年目の掘入れ... 2012年初稼動」(『フィナンシャルニュース』オンライン版2010年2月25日付記事)
- 30 なお、韓国は徴兵制が敷かれているが、その事実とこの「護国院の死者の疎外」とは矛盾しない。現役兵務中に死亡したり公傷を受けたりした者や武功受勲者を除けば、護国院の安葬対象となるのは10年以上の長期服務者(顕忠院の場合は20年以上)に限られるからである。
- 31 無論、最近の例では2010年3月26日に起きた海軍哨戒艦「天安」沈没事件など、交戦やそれ

に準じた活動による死者を韓国軍はしばしば出している。ただし、上記事件の犠牲者をはじめ、社会的にインパクトを持つ「戦死者」は、ここで議論している護国院ではなく、ソウルや大田の顕忠院に葬られることが多い。

参考文献

- 川村邦光 2003 「靖国神社と神社の近代」川村邦光〔編著〕『戦死者の行方 語りと表象から』青弓社、100-138。
- 国家報勲処 2010 『より大きな大韓民国のための2010年報勲政策』国家報勲処企画財政担当官室。
- 『慶南道民日報』オンライン版
(<http://www.idomin.com/>, 2010.10.30)
- 『慶南日報』オンライン版
(<http://www.gnnews.co.kr/>, 2010.10.30)
- 『国防日報』オンライン版
(<http://kookbang.dema.mil.kr/>, 2010.10.30)
- 国家報勲処(<http://www.mpva.go.kr/>, 2010.10.30)
- 国家報勲処国立墓地安葬管理システム
(<http://www.ncms.go.kr/>, 2010.10.30)
- KONAS net [Korean National Security Net]
(<http://www.konas.net/>, 2010.10.30)
- 『フィナンシャルニュース』オンライン版
(<http://www.fnnews.com/>, 2010.10.30)
- 『聯合ニュース』オンライン版
(<http://www.yonhapnews.co.kr/>, 2010.10.30)

【付記】本論文は、神戸大学人文科学研究科・国際協力研究科若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(I T P)「東アジアの共生社会構築のための多極的教育研究プログラム」および平成22年度科学研究費補助金(若手(B) 課題番号22720027)の研究助成に基づく研究成果の一部である。

National Cemeteries as NIMBY Facilities: A study on the Policies of Patriots and Veterans Affairs in Korea

TANAKA Satoru*

Abstract

This paper aims to investigate the characteristics of the policies of “ patriots and veterans affairs ” in contemporary Korea with a particular attention to the national cemeteries. It examines the significance of the origin of the cemetery and the development in present-day Korean society.

“ Patriots and veterans affairs ” is a very concrete administrative policy in Korea. In this policy, the national cemeteries are defined as welfare facilities. The number of the people who are to be buried still keeps increasing as the veterans who pass away after war can be interred.

Because of this reason, the Ministry of Patriots and Veterans Affairs is now promoting the construction of national cemeteries in all districts of Korea. “ Sancheong National Cemetery ” in Gyeongsang nam-do is one of them. Nevertheless, public opinion has been severely divided between the supporters and the opponents of the construction since 2005, when the establishment of the cemetery was scheduled.

By answering the question of why the national cemeteries have brought such conflict, when they were supposed to contribute to national well-being and integration, this paper will reveal the problems of Korean nationalism which are operating behind the scenes.

* Assistant Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.